

02.22

代理人を選任する行為を他人に委任した場合において、その委任に基づいて選任された代理人の地位についての取扱い

代理権を証明する書面として、本人が他人に対し代理人を選任する行為を委任した旨を証明する書面（その写しを含む。）及びその他人がそれに基づいて代理人を選任した旨を証明する書面（その写しを含む。）を提出した場合は、当該代理人は本人の直接の代理人として取り扱う。

（改訂令和4・10）